

議案第5号

阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例(令和元年阿見町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び費用弁償」を「、勤勉手当及び費用弁償」に改める。

第7条第1項第3号中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

第7条の2第1項第3号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

第2条 阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第7条の2第1項第3号中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例(以下「会計年度条例」という。))第7条第1項及び第7条の2第1項の改正規定に限る。)による改正後の会計年度条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(報酬の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の会計年度条例(以下「改正後の会計年度条例」という。)の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の会計年度条例に基づい

て支給された報酬は、改正後の会計年度条例の規定による報酬の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【第1条関係】阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。 (期末手当) 第7条 (略) (3) 期末手当の額は、規則で定める方法により計算した期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、次に掲げる基準日前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。 ア～エ (略) 2・3 (略) (勤勉手当) 第7条の2 (略) (3) 勤勉手当の額は、規則で定める方法により計算した勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額を超えてはならない。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、期末手当、<u>勤勉手当及び費用弁償</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 (期末手当) 第7条 (略) (3) 期末手当の額は、規則で定める方法により計算した期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、次に掲げる基準日前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。 ア～エ (略) 2・3 (略) (勤勉手当) 第7条の2 (略) (3) 勤勉手当の額は、規則で定める方法により計算した勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額を超えてはならない。	

【第2条関係】阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
(期末手当) 第7条 (略) (3) 期末手当の額は、規則で定める方法により計算した期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、次に掲げる基準日前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。 (勤勉手当) (3) 勤勉手当の額は、規則で定める方法により計算した勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額を超えてはならない。	(期末手当) 第7条 (略) (3) 期末手当の額は、規則で定める方法により計算した期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、次に掲げる基準日前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。 (勤勉手当) (3) 勤勉手当の額は、規則で定める方法により計算した勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額を超えてはならない。	

阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の
一部改正案についての概要

第 1 条

本則

(1) 第 1 条

文言の修正

報酬、期末手当及び費用弁償 → 報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償

(2) 第 7 条

期末手当の基本支給率

6 月 : 122.5/100 12 月 : 122.5/100 → 6 月 : 122.5/100 12 月 : 127.5/100

勤勉手当の基本支給率

6 月 : 102.5/100 12 月 : 102.5/100 → 6 月 : 102.5/100 12 月 : 107.5/100

第 2 条

本則

(1) 第 7 条

期末手当の基本支給率

6 月 : 122.5/100 12 月 : 127.5/100 → 6 月 : 125/100 12 月 : 125/100

勤勉手当の基本支給率

6 月 : 102.5/100 12 月 : 107.5/100 → 6 月 : 105/100 12 月 : 105/100

改正附則

第 1 条 (施行期日等)

第 1 項 第 1 条の規定は、公布の日から施行、ただし第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行

第 2 項 第 1 条の規定 (期末手当) は、令和 6 年 12 月 1 日から適用

第 2 条 (報酬の内払)

第 1 項 改正前の報酬は、改正後の期末手当の内払とみなす

第 3 条 (町規則への委任)

第 1 項 その他必要な事項は、規則へ委任する